

第14回

# 佐賀県文化財保護審議会

佐賀県

令和8年（2026年）3月23日（月）

特別会議室（佐賀県庁新館4階）

# 《 会 議 次 第 》

## 1 開 会

## 2 局長あいさつ

## 3 会長あいさつ

## 4 議 事 1

### 令和7年度佐賀県文化財の指定について【答申】

- ・ 刀 かたな 銘肥前国忠吉 めいひぜんのくにただよし 慶長五年八月吉日 けいちょうごねんはちがつきちじつ 一口（工芸品）
- ・ 圓通寺文書 えんつうじもんじょ 一三点（古文書）
- ・ 小城祇園の山挽行事 おぎぎおん やまひきぎょうじ（無形民俗文化財）
- ・ 長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡 ながくらいせきしゅつどずいかそうちょうはちりょうきょう 一面（考古資料）
- ・ 天川のカヤ あまがわ 一株（天然記念物／植物）

## 5 議 事 2

### 令和7年度佐賀県文化財の登録について【答申】

- ・ 西川登竹細工 にしかわのぼりたけざいく（無形文化財／工芸技術）
- ・ 鹿島錦 かしまにしき（無形文化財／工芸技術）

## 6 議 事 3

### 事務局報告【報告】

- ・ 令和8年度の文化財関係事業について

## 7 その他

## 8 閉 会

### 資料目次

1	佐賀県文化財保護審議会委員名簿	p 1
2	文化財保護・活用室業務分担	p 2
3	佐賀県文化財保護条例（抜粋）	p 3
4	佐賀県文化財保護条例施行規則（抜粋）	p 4
5	佐賀県文化財の指定及び登録について	p 5～12
6	令和7年度文化財保護・活用事業の概要	p 13～16
7	佐賀県内指定文化財件数一覧	p 17
8	指定文化財の現状変更及び移動公開の状況	p 18～23
9	令和8年度文化財保護・活用事業の概要	p 24～25
10	令和8年度文化課事業の概要	p 26～27
11	佐賀県文化財の指定理由	p 28～40
12	佐賀県文化財の登録理由	p 41～46

# 1 佐賀県文化財保護審議会委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No.	部会	部 門	氏 名	現 職
1	会長	学識経験者	野出 孝一	佐賀大学学長
2	第一部会	絵画・彫刻	井手 誠之輔	九州大学名誉教授
3		建造物	伊東 龍一	熊本大学名誉教授
4		近代美術	吉住 磨子	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授
5		歴史資料	伊藤 昭弘	佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授
6		美術史	長岡 枝里	長崎歴史文化博物館学芸員
7	第二部会	民俗芸能	金子 信二	前佐賀民俗学会副会長
8		工 芸	西田 宏子	根津美術館顧問
9		陶 芸	辻嶋 寿憲	九州産業大学造形短期大学部教授
10	第三部会	史跡・埋蔵文化財	渡辺 芳郎	鹿児島大学法文学部教授
11		史跡・埋蔵文化財	重藤 輝行	佐賀大学教育研究院教授
12		史跡・埋蔵文化財	宮元 香織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史課歴史担当係長
13	第四部会	植 物	三島 美佐子	九州大学総合研究博物館教授
14		名 勝	藤田 直子	筑波大学芸術系教授
15		地質学・岩石学	隅田 祥光	長崎大学教育学部准教授

## 2 文化財保護・活用室業務分担

令和8年3月1日現在

職 名	氏 名	事 務 分 担	
室 長	古川 直樹	室の総括	
参 事	細川 金也	室長の補佐（文化財調査・吉野ヶ里関係）	
副 室 長	長崎 浩	室長の補佐（文化財指導・管理関係）	
副 室 長	山田 信二	室長の補佐	
文化財保護・活用 アドバイザー	五島 昌也	県内文化財の保存・活用計画策定、修復・整備等に関する指導・助言	
文化財保護・活用 アドバイザー	白木原 宜	県内文化財の発掘調査、保存・活用に関する指導・助言	
文化財指導担当	係 長	市川 浩文	指導（埋蔵）担当の総括、重要遺跡の調査・保存・指定に係る調整、九年庵に関する こと、「歴史の道」調査事業
	係 長	渋谷 格	指導（埋蔵）担当の総括、重要遺跡の調査・保存・指定に係る調整、市町教育委員会へ の指導・支援、保護事務研修・会議、遺跡地図
	係 長	加藤 裕一	指導担当（管理）の総括、県文化財保護審議会（全体会）、指定等文化財の修理・復 旧・整備事業の調整
	主任主査	吉本 健一	文化財保護法事務及び市町教育委員会（東部）への指導・支援、現状変更（史跡）事務
	主任主査	大橋 正浩	指定等建造物の修理・整備・調査事業等、九年庵における建造物の耐震・修理等事業
	主任主査	山本 文子	県文化財保護審議会第1部会（有形）、国庫補助金事務、現状変更等（史跡以外）手続 事務
	主 査	光富 柊介	県費補助金事務（文化財整備費補助）、カササギ保護に関する業務、表彰・叙勲事務、 地方文化行政状況調査
	主 事	唐 尚暉	歴史の道調査事業、文化財保護法事務及び市町（西部）への指導・支援、国交省・県 （土木）所管事業に係る文化財調整
	主 事	安部 萌花	九年庵関係業務（保存整備に関すること、利活用に関すること）、歴史の道調査事業
	主 事	村井 さくら	県文化財保護審議会第2部会（民俗・無形）、史跡等維持管理委託関係事務、文化財保 護指導委員に関する事務、九州地区民俗芸能大会
	主 事	矢野 定治郎	県文化財保護審議会第4部会（名勝・天然記念物）、指定文化財等に係る手続事務、県 登録文化財の登録事務、現状変更等（史跡以外）手続事務
	主 事	松永 裕哉	文化庁統計調査、農水省・県（農林）所管事業に係る文化財調整、銃砲刀剣類登録に係 る事務（全国照会）
文化財調査担当	係 長	越知 睦和	文化財調査担当の総括、佐賀道路・有明海沿岸道路に係る文化財調査、吉野ヶ里遺跡普 及啓発事業・吉野ヶ里遺跡展示室管理・運営の総括
	係 長	川副 麻理子	吉野ヶ里町調査支援（下中杖遺跡）・さがヲほる発掘速報展
	主任主査	日高 正基	吉野ヶ里遺跡展示室の管理・運営、イベント運営
	主 査	土井 翔平	文化財調査研究資料室・横武収蔵庫の管理・運営の総括、文化財保護審議会第3部会、 西九州自動車道文化財調査
	主 査	飯田 周恵	文化財調査研究資料室・横武収蔵庫の管理・運営、文化財保護審議会第3部会、西九州 自動車道文化財調査・さがヲほる発掘速報展補助
	主 事	寺田 光歩	吉野ヶ里遺跡展示室の管理・運営、イベント運営
	主査（再）	小松 謙	吉野ヶ里町調査支援（下中杖遺跡）
吉野ヶ里遺跡担当	係 長	淵ノ上 隆介	吉野ヶ里遺跡に関する総括、特別史跡・県史跡の管理・現状変更、国営・県立歴史公園 整備に伴う協議・調整、弥生・古代委員会運営
	係 長	宮川 満大	文化財保護・活用室予算全般（予算・決算）に関すること、監査・会計検査、会計年度 任用職員の採用、総務事務に関する総括
	主 査	塩見 恭平	吉野ヶ里遺跡古代調査報告書作成、弥生・古代委員会、吉野ヶ里遺跡発掘調査事務所の 管理・運営、資料の保管・管理、国庫補助金事務
	主 事	山口 亜美	文化財保護・活用室の歳入及び予算執行管理（運営費及び共通経費、給与費）、財産管 理、各種照会回答、名義後援に関する事務
	主 事	立谷 聡明	吉野ヶ里遺跡の調査、調査事務所の管理・運営、国庫補助金事務、出土資料の貸出、古 代歴史文化に関する共同調査研究事業
	主 事	仲田 美乃里	吉野ヶ里遺跡の調査、調査事務所の管理・運営、国庫補助金事務、九州北部三県姉妹遺 跡連絡会議、出土資料の貸出

### 3 佐賀県文化財保護条例 (※佐賀県文化財保護審議会部分抜粋)

(平 31 条例 1・追加)

昭和 51 年 3 月 30 日

佐賀県条例第 22 号

#### 第 8 章 佐賀県文化財保護審議会

(設置)

**第 44 条の 2** 法第 190 条第 2 項の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第 44 条の 3** 審議会は、知事の諮問に応じてこの条例に規定する事項その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

(組織)

**第 44 条の 4** 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

**第 44 条の 5** 委員及び臨時委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

**第 44 条の 6** 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

**第 44 条の 7** 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 44 条の 8** 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第 44 条の 9** 審議会に、規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

**第 44 条の 10** 審議会の庶務は、佐賀県地域交流部において処理する。

(補則)

**第 44 条の 11** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 4 佐賀県文化財保護条例施行規則 (※審議会部会部分抜粋)

平成 31 年 3 月 29 日  
佐賀県規則第 31 号

(部会の設置)

**第 18 条** 条例第 44 条の 9 の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会に部会を置く。

(部会の名称及び所管事項)

**第 19 条** 部会の名称及び所管事項は、次の表のとおりとする。

部会の名称	所 管 事 項
第 1 部会	有形文化財(考古資料に関するものを除く。)及び有形民俗文化財に関するもの。
第 2 部会	無形文化財及び無形民俗文化財に関するもの。
第 3 部会	史跡、埋蔵文化財及び考古資料に関するもの。
第 4 部会	名勝及び天然記念物に関するもの。

2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 5 佐賀県文化財の指定及び登録について

### (1) 佐賀県文化財の指定

- |   |   |              |
|---|---|--------------|
| 1 | <small>かたな</small> 刀 <small>めいひぜんのかくにただよし</small> 銘肥前国忠吉 <small>けいちょうごねんはちがつきちじつ</small> 慶長五年八月吉日 | 一口（工芸品）      |
| 2 | <small>えんつうじもんじょ</small> 圓通寺文書  | 一三点（古文書）     |
| 3 | <small>おぎぎおん</small> 小城祇園 <small>やまひきぎょうじ</small> の山挽行事   | （無形民俗文化財）    |
| 4 | <small>ながくらいせきしゅつどずいかそうちょうはちりょうきょう</small> 長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡  | 一面（考古資料）     |
| 5 | <small>あまがわ</small> 天川のカヤ   | 一株（天然記念物／植物） |

### (2) 佐賀県文化財の登録


- |   |                                    |              |
|---|------------------------------------|--------------|
| 1 | <small>にしかわのぼりたけざいく</small> 西川登竹細工 | （無形文化財／工芸技術） |
| 2 | <small>かしまにしき</small> 鹿島錦          | （無形文化財／工芸技術） |



## 5- (1) 佐賀県文化財の指定


No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要文化財（工芸品） <small>かたな めいひ ぜんのくにただよし けいちょうごねんはちがつきちじつ</small> <b>刀 銘肥前国忠吉 慶長五年八月吉日</b> 一口	[所有者] 佐賀県 [所在の場所] 佐賀県佐賀市城内一丁目 15 番 23 号（佐賀県立博物館）
1	<p>[指定の理由]</p> <p>佐賀藩主鍋島家のお抱え刀工であった初代忠吉（橋本新左衛門 1572～1632 年）の作品。刃長は 68.7 cm、反りは 1.8 cm。鎌倉時代から南北朝時代の太刀や長巻を短く改造して刀とした桃山時代の嗜好を反映した長巻直しと呼ばれる形式で、<small>じがね</small>地鉄は良く積んだ<small>こいため</small>小板目、<small>にえで き</small>沸出来の刃文は直刃に互の目<small>すくは く め</small>が混じり、優れた出来映えで保存状態も良い。</p> <p>忠吉の一門は多くの刀工を輩出し、その作品は佐賀藩から幕府、諸大名への贈答に用いられるなど高く評価され、佐賀を代表する産品として肥前刀と呼ばれるようになる。</p> <p>刀剣を切味で位付けした江戸時代の刀剣書『懐宝剣尺』<small>かいほうけんじゃく</small>では、初代忠吉・三代忠吉を「最上大業物」<small>さいじょうおおわざもの</small>に選ぶなど肥前刀が高く評価されている。美しさとともに実用性も兼ね備えており、質実剛健な佐賀の武士の気風が育んだ刀剣といえる。</p> <p>肥前刀には個性的な刃文はなく、華やかな大坂新刀と比べて堅実な作風である。江戸時代を通じて優れた品質を保つ一方で、多数の刀工を擁した大規模な産業としての側面を持つ。</p> <p>本資料は、東京国立博物館所蔵の《刀 銘 肥前国忠吉 慶長五年八月吉日》とともに初代忠吉の最も古い紀年銘作品である。日本刀剣史上に大きな地位を占める肥前刀の黎明期<small>れいめいき</small>を物語る重要な作品と位置付けられ、佐賀県の歴史と文化を知るうえで欠くことのできないものである。</p> <p>以上のことから、佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。</p> <div data-bbox="279 1675 1369 1966" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">刀 銘肥前国忠吉 慶長五年八月吉日（佐賀県所蔵）</p>	



No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要文化財（古文書） えんつうじもんじょ <b>圓通寺文書</b> 一三点	[所有者] 圓通寺 [所在の場所] 小城市小城町松尾 3832 番地（圓通寺）/小城市小城町 158 番地 4（小城市立歴史資料館）
2	<p>圓通寺は、白雉元年(650)創建の小城市最古級の寺院である三箇寺を前身とする。天台宗の三間寺となったのち、宋の高僧で臨済宗大覚派の祖である蘭溪道隆に師事した三間寺の僧、若訥宏辯によって天台宗から臨済宗に改められた。</p> <p>圓通寺文書のうち蘭溪道隆の偈と弘長 2 年（1262）の書状は、日本伝来以降、特に九州における臨済宗の教圏拡大状況を示し重要である。遺偈の伝わる若訥宏辯の法燈は大覚派内で高く評価され、元弘 4 年(1334)に後醍醐天皇から当知行安堵の綸旨が下され、貞和 6 年(1350)には鎌倉建長寺・京都南禅寺に並ぶ「三間山圓通興国禅寺」の称号を授かったことから、朝廷より特別な尊崇と保護を受けたことが分かる。なお、正安 3 年（1301）の後宇多上皇の院宣は、寺号「圓通寺」の初見である。</p> <p>圓通寺は千葉氏や九州探題の一色氏・今川氏からも保護を受けた。千葉氏は寄進状や裁許状を発給し、一色氏や今川氏は九州探題就任直後に境内保護の禁制を与えた。千葉氏は文永11年（1274）、弘安 4 年（1281）の蒙古襲来で西遷した東国御家人で、千葉常胤の時に圓通寺の開基となり、建長寺を模した七堂伽藍や、当代一流の仏師湛康、湛誉の手による木造持国天立像・木造多聞天立像（佐賀県重要文化財）を寄進して天皇ならびに将軍家、肥前千葉氏の繁栄、小城郡の安穩を祈願した。</p> <p>このように、圓通寺文書は、中世にかけて圓通寺が日本仏教の主要宗派や在地社会に大きな影響を与え、天皇家や在地領主とも関係を深めた重要な存在であった様子を示している。</p> <p>先に佐賀県重要文化財に指定された木造持国天立像、木造多聞天立像と併せて、中世日本の地域社会における宗教・政治・経済・文化を知る上でも第一級の歴史資料であることから、佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。</p>	<div data-bbox="539 1720 938 1982" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="986 1809 1311 1966" data-label="Caption"> <p>「千葉宗胤寺領寄進状」            弘安六年(1283)            圓通寺所蔵            (東京大学史料編纂所撮影)</p> </div>

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要無形民俗文化財（風俗慣習） おぎぎおん やまひきぎょうじ <b>小城祇園の山挽行事</b>	[保持団体] 小城町山鉾保存会（横町区・上町区・中町区・下町区） [所在の場所] 小城市小城町松尾（須賀神社） 小城市小城町松尾・岩蔵（横町区） 小城市小城町（上町区・中町区・下町区）
3	[指定の理由] 小城祇園の山挽行事は、須賀神社（旧祇園社）の祇園会に際して行われる民俗行事である。「山鉾」または「ヤマ」と呼ばれる3台の挽山が上町・中町・下町を巡行する。 本行事は、本祭前日までに行われる人形製作や市内約50地区からの資材奉納、山起し、横町区による浮立奉納、本祭当日の人形飾り、本祭での山挽、本祭後の山崩しなどから構成される。 寛政12年（1800）に編纂された小城藩の藩政記録『元茂公御年譜』によれば、正和5年（1316）に下総国から小城に下向した千葉胤貞が京都祇園社の分霊を祀り、祇園川沿いで山挽を行ったことが始まりとされる。 寛永年間（1624～1645年）に小城藩主導の下、2台の山鉾で巡行していたことが『小城藩日記』や『元茂公御年譜』に記されている。 天保14年（1843）に農村復興政策「郷内再興」が施行されたことで中断されたが、佐賀新聞の記事により明治16年（1883）になってから山挽の再開が確認できる。再興の中心となったのは須賀神社の氏子や上町・中町・下町の町民であり、この時に確立された3台での挽山体制が現在に伝わる。 3台の山鉾のうち、上町・中町の2台は屋台形で、下町は軍事設備の井楼に似た構造である。特に下町の山鉾は釘を用いず竹・藁・縄・葛で造りあげるなど、他地域の山鉾には見られない特徴がある。 民俗芸能や行事の起源は不明瞭であることが多い中、本行事は小城藩の藩政記録に記されるなど、歴史的背景が明確である。また、旧佐賀藩領内で山挽行事が現存し伝承されている例は極めて少なく、佐賀県において貴重な伝承事例として評価できる。	
		

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要文化財（考古資料） <small>ながくらいせきしゆつどずいかそうちようはちりょうきよう</small> <b>長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡</b> 一面	[所有者] 玄海町教育委員会 [所在の場所] 佐賀県東松浦郡玄海町新田 1809 番地 6
4	<p>東松浦半島西部に位置する玄海町に所在する長倉遺跡は、玄界灘にそそぐ有浦川と支流の合流地点に位置している。本鏡は瑞花双鳥八稜鏡と呼ばれる青銅鏡で、平成6年（1994）の発掘調査で、鎌倉時代と推定した石敷遺構付近より出土した。</p> <p>八稜鏡は、唐鏡と呼ばれる鏡式の一つであり、外区の輪郭に8つの尖りを持つ青銅製の鏡である。日本では唐鏡を模して、平安時代から鎌倉時代にかけて盛んに製作された。</p> <p>本鏡は直径9.15cm、最大高0.6cm、重さ147gである。内区中心部に置かれた鈕の周囲に花卉状の鈕座を巡らし、その外側に花唐草の植物（瑞花）と長く反り上がる3条の尾をもつ鳳凰とみられる鳥を対になるよう配置している。内区と外区を分かつ界圏は珍しい四稜形をしており、外区には一部退化した唐草文が配されている。これらの文様から年代は11世紀中頃を下限とする。</p> <p>また、鏡の成分分析を2カ所で行った結果、鉛の含有量が41.4%と53.3%と高い値が得られた。これは平安時代中期からみられる「鉛銅手」と呼ばれる鉛含有量の多い鏡の特徴と共通しており、「鉛銅手」の鏡は経塚への埋納をはじめ、寺社や霊峰等への奉納など、祭祀関連の遺跡から多く出土している。</p> <p>本鏡は、佐賀県内から出土した八稜鏡（本鏡を含め2例）のうち唯一完形のものであり、末法思想が盛んであった平安時代中期の「鉛銅手」の青銅鏡として、当時の東松浦地域における人々の思想・信仰を知る上で重要である。</p> <p>以上のことから、佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>瑞花双鳥八稜鏡出土状況写真</p> </div> </div>	

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県天然記念物（植物） <small>あまがわ</small> <b>天川のカヤ 一株</b>	[所有者] 草場和則 [所在の場所] 佐賀県唐津市巖木町天川 1639 - 1, 1640
5	<p>[指定の理由]</p> <p>「天川のカヤ」は、<small>からつしきゅうらぎまち</small> 唐津市巖木町天川字<small>えのきのもと</small> 榎ノ元に位置する旧天川村庄屋敷の敷地境界を画する石垣の前面を覆うように生育している。推定樹齢は 500～700 年で、樹高 20m、幹周り 4.5m、枝張り 20mを測る巨木である。全体的に樹勢が盛んで、風格ある樹容を示している。このことから、唐津市指定天然記念物であるとともに「さが名木 100 選」にも選定されている。この規模のカヤは、全国の指定物件と比較しても、例えば青森県天然記念物の「<small>みょうきょうじ</small> 妙経寺のカヤ」（推定樹齢 500 年、幹周り 4.5m）と同等かそれ以上であり、佐賀県内有数であるだけでなく、全国的にも引けを取らない巨木である。</p> <p>当該樹木には 7 種類の着生植物が認められる。特に、希少植物である着生ランのセッコクが多数着生しており、その植物学的価値は極めて高い。6 月中旬頃になるとセッコクの花が一斉に咲き、カヤの木の幹枝が白く染まる様子はとても美しく、また、巨木に豊富な着生植物が絡み込む姿は、名木・古木としての風格がある。</p> <p>カヤはイチイ科カヤ属の<small>じょうりょくしんようこうぼく</small> 常緑針葉高木で、本州、四国、九州、朝鮮半島南域に広く分布する。カヤの実は食用で、人家の庭先や寺社の境内地によく植栽される。また、カヤ材は、高級質な材木として仏像や碁盤・将棋盤、建築材等に多用された。カヤは日本列島において古くから人々の生活と密接に関係してきた樹木であり、わが国の生活文化史を語るに重要な樹木である。</p> <p><small>あまがわけ くさばけ</small> 天川家（草場家）は、<small>きしたけ</small> 中世には岸岳城主波多家に仕えた一族であるといい、慶長期に<small>あまがわとさのかみふじわらのなのおつぐ てらざわしまのかみひろたか</small> 天川土佐守藤原尚継が寺沢志摩守広高から天川村の庄屋職に任じられ、江戸時代を通して居付庄屋を務めた。当該樹木は屋敷の雷除けとして代々大切に保護されてきたといい、樹木の根元には兜が埋められているとの言い伝えがある。また、カヤの実は髪油として利用されたほか、子どもの頻尿対策の薬としても重用された。</p> <p>当該樹木は、県内有数のカヤの巨木である上に、全国の天然記念物に指定されているカヤの巨木と比較しても遜色ない規模である。また、樹勢の良さや着生植物の豊富さ、地域との歴史的・文化的な結びつきから、佐賀県天然記念物として指定されるべき価値を有する。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span data-bbox="392 2002 512 2033">南東側から</span> <span data-bbox="1137 2002 1257 2033">南西側から</span> </div>

## 5-1(2) 佐賀県文化財の登録

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
1	<p>佐賀県登録文化財〔無形文化財（工芸技術）〕  <small>にしかわのぼりたけざいく</small>  <b>西川登竹細工</b></p> <p>〔登録候補とする理由〕</p> <p>西川登竹細工は武雄市西川登町高瀬地区を中心として、明治初期ごろに農業の副業として始まり、今日まで製作されてきた竹細工である。</p> <p>明治末期から大正期にかけて最盛期を迎え、県内有数の竹細工産地として発展した。しかし、昭和30年代以降、竹細工製品の需要は急激に減少し、県内各地に存在した竹細工産地は次第に姿を消していった。現在は県内で唯一、竹細工の製作技術を継承している地域である。</p> <p>申請者である栗山商店では竹の特性や季節的条件を考慮しつつ、竹林の管理・伐採から編み上げに至るまでの全工程を一貫して行っている。</p> <p>使用する真竹・淡竹・黒竹を秋から冬にかけて伐採し、一定期間の乾燥および必要に応じて油抜きを行う。5月頃に鉋包丁を用いて竹を割り、編組に適した大きさに整え、その後、ひごこしらえの工程に進む。</p> <p>ひごこしらえでは剥ぎ・幅引き・面取りなどの工程を経て材料が整えられる。ひごは、最長6～7mに及ぶ細く長いものとなる。また、ひごこしらえでは、一般的には柄と刃が平行な鉋や包丁が用いられるが、西川登地区では柄と刃が直行する鎌を使用する。</p> <p>編み上げの工程では、四ツ目編み、六ツ目編み、網代編みなどの基本な編組技法を用い、用途や形状に応じて組み合わせながら製作が進められる。縁は左巻きで巻き上げられ、全体の形状や編みの均整を確認しながら仕上げが施され、製品が完成する。</p> <p>西川登竹細工は佐賀県指定伝統的地場産品にも選定され、栗山商店では長年にわたり培われてきた製作技術を基盤に、耐久性と実用性を兼ね備えた製品づくりを行っている。</p> <p>近年、社会構造や生活様式の変化により担い手は減少し、技術継承が危惧されている状況の中、県登録無形文化財とすることで、社会的認知を高め、後継者育成や普及啓発活動を継続的に行うための基盤を強化し、西川登竹細工の技術を継承したいと考えている。今回、県登録文化財として登録することは、申請者らの技術継承に対するさらなる意欲向上を促すことに繋がると考えられる。</p>	<p>〔保持者等〕 栗山商店            〔所在の場所〕 佐賀県武雄市西川登町大字            神六 28436-3</p>



No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県登録文化財〔無形文化財（工芸技術）〕 <small>かしまにしき</small> <b>鹿島錦</b>	[保持者等] 鹿島錦保存会 [所在の場所] 佐賀県鹿島市古枝乙 1855
2	<p>[登録候補とする理由]</p> <p>鹿島錦とは鹿島地域で小型の卓上機を使用し、経糸に和紙、緯糸に絹糸を用いて幾何学的文様を中心とした絵柄を織り上げる手織物である。</p> <p>発祥については諸説あるが江戸時代後期、鹿島藩第9代鍋島直彝<small>なのおり</small>の妻・篤子<small>あつこ</small>（1799-1877年）の代まで遡るとされる。</p> <p>当初は「鹿島錦」という名称ではなく「組織<small>くみおり</small>」や「組錦<small>くみにしき</small>」などと称されていたことが、鹿島藩第13代鍋島直彬<small>なおよし</small>から大隈重信へ送られた書簡や、直彬の妻・藹子<small>あいこ</small>が祐徳稲荷神社に奉納した衝立の和歌（1922年）から確認できる。「組織<small>くみおり</small>」は歴代鹿島藩主の妻や女中たちの教養・教育として普及し、創意と工夫が加えられながら受け継がれた。</p> <p>昭和43年（1968）に鹿島錦の保存継承と発展のため、旧鹿島藩第14代鍋島直繩<small>なおただ</small>の妻・政子を名誉会長として「鹿島錦保存会」が発足し、以来、50年以上にわたり鹿島錦の技術継承と保存を続けている。</p> <p>経糸には三桎<small>みつまた</small>や楮<small>こうぞ</small>を原料とした和紙に漆で金箔・銀箔を貼った和紙を用い、幅3cmの和紙を30～45等分に細く裁断して使用する。緯糸には撚りの強い本絹糸を三本以上重ねて使用する。</p> <p>意匠は網代・菱形などの幾何学文様を基本とし、方眼紙の図案をもとに配色や構成を工夫する。</p> <p>織機には布を巻き上げる機能を備えた「巻き台<small>あぐり</small>」を用い、経糸を貼り付けた巻き台に、網針に巻いた緯糸を一本ずつ通して織り上げていく。</p> <p>経糸の和紙は幅1mm以下と極めて細く、1日で数cmしか織ることができないため、完成まで数か月要することもある。繊細な力加減を要し、均一な幅と安定した図柄を保つには精緻で熟練した技術が求められる。</p> <p>佐賀県指定伝統的地場産品にも選定されており、鹿島錦保存会では継承されてきた技術を基盤として、実用性と工芸的価値の高さを併せ持つ手織物制作が行われている。</p> <p>近年、会員数の減少や高齢化、若手への技術後継が課題となっており、今回、県登録文化財として登録することは、鹿島錦の価値を県内外に広く発信し、技術の保存と継承への意識を高め、後継者の育成や地域文化の振興にも繋がると考えられる。</p>	

## 6-(1) 令和7年度 文化財保護・活用事業の概要

### 1 開発等に係る文化財保護

#### ◆調査事業（埋蔵文化財の保存と開発との調整）

- 各種開発に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査
  - ・佐賀唐津道路、有明海沿岸道路建設事業
- 各種開発に伴う埋蔵文化財の本発掘調査
  - ・佐賀道路建設に伴う文化財調査（「藤三郎屋敷遺跡」発掘・整理業務・報告書作成）
  - ・県営産業用地計画（下中杖遺跡）に係る調査支援
- 佐賀県「歴史の道」調査事業（平成29～令和7年度）
  - ・県内の文化的遺産を街道・往還等と通じて一体化し、総合的に調査・把握
- 一般土地開発、公共事業に係る調整等（埋蔵文化財の保存と活用）
- 文化財調査研究資料室の運営、横武埋蔵文化財収蔵庫の管理

### 2 文化財の保存管理と整備活用

#### ◆保存整備事業

- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査及び保存・活用
  - ・日吉神社境内地跡及び隣接地の発掘調査
  - ・発掘調査報告書『吉野ヶ里遺跡 古代編3』（遺跡北半）の作成・刊行
- 名護屋城跡並陣跡の発掘調査・整備
- 九年庵庭園整備工事（庭園・山林修理工事）、建物整備に係る調査・設計
- 世界遺産（明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業）整備・取組への支援

#### ◆保護管理事業

- 県指定文化財候補、県登録文化財候補の調査・指定・登録
- 肥前古陶磁窯跡の保存・継承（関係者への啓発等）
- 文化財保存整備事業費補助（市町等が行う各種事業への助成）
- 史跡等維持管理委託（維持管理に対する助成）
- 国・県指定文化財パトロール（文化財保護指導委員による巡視・点検）
- カササギ保護対策（幼鳥等の保護、各機関の現状変更に対する確認）
- 銃砲刀剣類登録事務（登録審査会の開催、各種登録事務）

#### ◆普及啓発事業

- 文化財保護強化キャンペーン
  - ・文化財保護強調週間（11/1～11/7）
  - ・文化財防火デー（1/26）
- 九州地区民俗芸能大会（11/23 @長崎県大村市）
- 調査研究事業
  - ・古代歴史文化に関する共同調査研究事業（第4期テーマ「古墳時代の地域間交流」）
  - ・吉野ヶ里遺跡「クニのはじまり」研究プロジェクト事業
- 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業（講演会、シンポジウム、企画展示等）
  - ・吉野ヶ里遺跡普及啓発事業（体験会、クイズラリー、シンポジウム等）
  - ・「さがヲほるー佐賀県発掘調査速報展2025ー」 展示会の開催（7/24～9/10）
- 吉野ヶ里遺跡普及啓発事業（吉野ヶ里 days in 九博、グッズ作成等）
- 吉野ヶ里遺跡展示室の運営

## 6-(2) 令和7年度埋蔵文化財発掘調査・重要遺跡確認調査等の実施一覧

R8年3月1日現在

番号	調査主体	遺跡名	調査期間	調査面積(m <sup>2</sup> )	遺跡の性格	調査の原因
1	佐賀県	吉野ヶ里遺跡	R7.9～R8.3	1,960	弥生時代の墓地	学術調査(史跡内)
2		名護屋城跡(水手通路)	R7.7～R8.3	176	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
3		名護屋城跡(弾正丸下)	R7.7～R8.3	162	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
4		前田利家陣跡	R7.7～R8.3	430	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
5		黒田長政陣跡	R7.7～R8.3	870	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
6		藤三郎屋敷遺跡(I区)	R7.1～R7.5	1,000	中・近世の集落・墓地	県道建設
7		佐賀城跡	R7.10～R8.1	490	近世の城館跡	学術調査(重要遺跡)
8	佐賀市	欄干御茶屋跡(2区)	R7.5	22.5	近世の御茶屋跡	マンション建設
9		佐賀城跡(21区)	R7.6	118.7	近世の城館跡	個人住宅建設
10		久池井一本松遺跡(3区)	R7.6～R7.7	30	弥生時代の墓地	不時発見対応
11		増田遺跡(17区)	R7.9～R7.11	131	縄文時代～近世の集落跡・墳墓	宅地造成
12		森田遺跡	R7.10～R7.11	106.6	弥生時代～中世の集落跡	個人住宅建設
13		小里一本松東遺跡(4区)	R7.11～R8.3	900	古墳時代～古代の集落跡	県道建設
14		東高木二本松遺跡(1区)	R7.11～R8.3	1,900	古代～近世の集落跡	県道建設
15	長瀬遺跡(10区)	R8.1～R8.2	52	弥生時代～中世の集落跡	宅地造成	
16	鳥栖市	立石開拓古墳群	R5.10～R7.9	17,000	古墳時代の墳墓	廃棄物処理施設建設
17		元古賀遺跡	R7.7～R7.8	553	弥生時代～古代の集落跡	福祉施設建設
18	伊万里市	大川内鍋島窯跡(日峯社下窯跡)	R7.11～R8.3	63	近世の磁器窯跡	学術調査(史跡内)
19	小城市	土生遺跡	R7.10～R7.11	125	弥生時代の集落跡	学術調査(重要遺跡)
20	嬉野市	俵坂番所跡	R8.2～R8.4	606	近世の役所跡	町道建設
21	神埼市	八子六本黒木遺跡	R7.11	94.6	弥生時代～中世の集落跡	個人住宅建設
22	吉野ヶ里町	下中杖遺跡	R7.8～R8.2	9,158	弥生～中世の集落・墓地	県産業用地造成
23	基山町	基肆城跡	R7.9～R8.3	132	古代の城跡	史跡整備
24		大塚古墳群	R7.12～R8.2	800	古墳時代の墳墓	宅地造成
25	みやき町	原古賀一本谷遺跡	R7.9～R7.10	127	弥生時代～古代の集落跡	宅地造成
26		中津隈宝満神社前方後円墳	R7.11～R8.3	50	古墳時代の墳墓	学術調査(重要遺跡)
27		北浦遺跡	R8.1～R8.7	4,468	弥生時代～古墳時代の集落跡	特定建物用地造成
28	白石町	須古城跡	R7.10～R8.2	230	中世～近世の城郭跡	学術調査(重要遺跡)



## 6-(3) 指定等告示一覧

### 〈国指定〉追加指定の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所(所在地)
R7.9.18	史跡	姉川城跡	神崎市	神崎市

### 〈県指定〉新指定の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所(所在地)
R7.5.2 (重第261号)	県重要文化財 (工芸品)	鉄絵蒲公英文茶碗 一口	佐賀県	有田町
R7.5.2 (重第262号)	県重要文化財 (書跡)	「帰雲飛雨」副島種臣筆 一面	佐賀県	佐賀市
R7.5.2 (重第263号)	県重要文化財 (考古資料)	丁亥年銘刻書紡錘車 一点	小城市	小城市
R7.8.22 (無第9号)	県重要無形文化財 (工芸技術)	ガラス工芸技術 (宙吹き)	ガラス工芸技術 (宙吹き)保存会	佐賀市

### 〈国登録〉新登録の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所(所在地)
R8.2.10	登録有形文化財 (建造物)	清恵庵 一棟	佐賀県	佐賀市

### 〈県登録〉新登録の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所(所在地)
R7.5.2 〔登第5号 (無形文化財)〕	佐賀県登録文化財 〔無形文化財 (工芸技術)〕	のごみ人形	のごみ人形工房	鹿島市

## 6-(4) 国指定等告示の文化財

1) 史跡 / 令和7年9月18日告示 (追加指定 1件)

### ○ 姉川城跡 (神崎市)

姉川城跡は、佐賀平野の東部を流れる中地江川左岸に所在する。佐賀平野で特徴的な中世の低平地城館跡で、姉川氏の居城とされる。網の目状に水路を張り巡らせ、城域が区画される「環濠集落」として独特の形態をとる点で、全国的にみて稀有で貴重な遺跡である。追加指定地は、史跡指定範囲内に残されている区域で、保存整備基本構想・基本計画に基づき、整備の推進を図るため順次史跡の追加指定が進められている場所である。



姉川城跡

2) 国登録有形文化財 (建造物) / 令和8年2月10日告示 (1箇所1件)

### ○ 清恵庵 (佐賀市)

- ・所在地 / 佐賀県佐賀市城内一丁目 15-23
- ・建設年代等 / 木造平屋建、瓦葺及び銅板葺 / 昭和48年建設
- ・登録基準 / (二)

※登録基準	(一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
	(二) 造形の規範となっているもの
	(三) 再現することが容易でないもの

佐賀城跡の外堀に南面して建つ茶室。設計は堀口捨己と早川正夫。入側を介して堀に面する開放的な7畳半広間と4畳半の茶室を南北に配し、東西に寄付、化粧室、台所を備える。寄付に舟入への階段を付す。照明を組み込んだ掛込天井など、堀口の特徴を示す茶室。



東面外観



内部

## 7 佐賀県内指定文化財件数一覧

令和8年2月10日 現在

種 別		区 分	国	県	市 町	計	
有 形 文 化 財	重 要 文 化 財	建造物	14	21	102	137	
		絵画	2	24	19	45	
		彫刻	13	29	97	140	
		工芸品	9	44	99	152	
		書跡・典籍	国宝	1			国宝 1
				2	6	10	18
		古文書	5	10	23	38	
		考古資料	9	98	35	142	
		歴史資料	1	13	50	64	
小計	国宝	1			国宝 1		
		55	245	435	735		
文無 化 財形	文無重 化財形要	芸能	0	0	0	0	
		工芸技術	4	3	1	8	
		小計	4	3	1	8	
文民 化 財俗	重要有形民俗文化財		2	9	29	40	
	重要無形民俗文化財		6	20	41	67	
	小計		8	29	70	107	
記 念 物	史跡		特別 3			特別 3	
			22	47	85	154	
	名勝		特別 1			特別 1	
			1	2	0	3	
	天然 物 記 念	動物	4	0	1	5	
		植物	9	14	56	79	
地質鉱物		2	2	2	6		
小計		特別 4			特別 4		
		38	65	144	247		
重要文化的景観			選定 1	0	0	選定 1	
重要伝統的建造物			選定 4	0	0	選定 4	
保存技術			選定 1	0	0	1	
合 計			116	342	650	1,108	

国 登録有形文化財（建造物）	箇所数	件数
	54	133
国 登録有形文化財（美術工芸品）	件数	点数
	1	10,311
国 登録記念物	件数	点数
	1	1
県 登録文化財	件数	
	5	

## 8 指定文化財の現状変更及び移動公開の状況

### 8-1(1) 指定文化財の現状変更

〈国指定〉

県許可

No.	種別	名称	申請者（届出者）	現状変更等の概要	許可（承認）日 許可番号
1	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 佐賀配電事業所長	古巣の除去 （吉野ヶ里町）	令和7年6月16日 指令7文第8号
2	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電事業所長	古巣の除去 （基山町）	令和7年6月16日 指令7文第9号
3	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電事業所長	古巣の除去 （みやき町）	令和7年6月16日 指令7文第10号
4	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電事業所長	古巣の除去 （上峰町）	令和7年6月16日 指令7文第11号
5	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	古巣の除去 （大町町）	令和7年6月16日 指令7文第12号
6	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	古巣の除去 （江北町）	令和7年6月16日 指令7文第13号
7	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	古巣の除去 （白石町）	令和7年6月16日 指令7文第14号
8	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	古巣の除去 （太良町）	令和7年6月16日 指令7文第15号
9	特別 天然記念物	コウノトリ	白石町長	捕獲および標識装着、 羽毛や血液のサンプリング	令和7年7月16日 指令7文第16号
10	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 佐賀配電事業所長	新巣の除去 （吉野ヶ里町）	令和7年11月11日 指令7文第39号
11	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電事業所長	新巣の除去 （基山町）	令和7年11月11日 指令7文第40号
12	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電事業所長	新巣の除去 （みやき町）	令和7年11月11日 指令7文第41号
13	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電事業所長	新巣の除去 （上峰町）	令和7年11月11日 指令7文第42号

14	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	新巢の除去 (大町町)	令和7年11月11日 指令7文第43号
15	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	新巢の除去 (江北町)	令和7年11月11日 指令7文第44号
16	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	新巢の除去 (白石町)	令和7年11月11日 指令7文第45号
17	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電事業所長	新巢の除去 (太良町)	令和7年11月11日 指令7文第46号

## 国許可

No.	種別	名称	申請者(届出者)	現状変更等の概要	許可(承認)日 許可番号
1	特別史跡	名護屋城跡並陣跡	佐賀県立名護屋城博物館 統括副館長	史跡整備及び発掘 調査	令和7年5月16日 7文庁第904号
2	特別史跡	名護屋城跡並陣跡	佐賀県立名護屋城博物館 統括副館長	史跡整備及び発掘 調査(計画変更)	令和7年9月4日 7文庁第2922号
3	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	佐賀県知事	発掘調査	令和7年7月18日 7文庁第1890号
4	史跡	肥前陶器窯跡	唐津市長	史跡整備	令和7年6月20日 7文庁第1353号
5	史跡	大川内鍋島窯跡	伊万里市長	発掘調査	令和7年10月24日 7文庁第3299号
6	史跡	おつぼ山神籠石	武雄市長	史跡整備	令和7年9月19日 7文庁第2878号
7	史跡	姉川城跡	神崎市教育委員会教育長	便所改修等	令和7年6月20日 7文庁第1353号
8	史跡	姉川城跡	神崎市教育委員会教育長	発掘調査	令和7年9月19日 7文庁第2878号
9	史跡	姉川城跡	個人	住宅増築(計画変 更)	令和7年11月12日 7文庁第3959号
10	史跡	姉川城跡	個人	住宅増築	令和7年12月19日 7文庁第4197号
11	史跡	基肄(椽)城跡	基山町長	史跡整備	令和7年6月20日 7文庁第1353号
12	史跡	基肄(椽)城跡	基山町長	発掘調査	令和7年7月18日 7文庁第1890号
13	史跡	基肄(椽)城跡	基山町長	史跡整備	令和7年11月21日 7文庁第3823号
14	史跡	基肄(椽)城跡	基山町長	史跡整備(計画変 更)	令和7年12月15日 7文庁第4383号
15	特別名勝	虹の松原	佐賀森林管理署	樹木伐採等 ※ 同意	令和7年12月16日 7文庁第4403号

16	名勝	九年庵（旧伊丹氏別邸）	佐賀県知事	園路仮設等	令和7年4月21日 7文庁第84号
17	名勝	九年庵（旧伊丹氏別邸）	佐賀県知事	建物修理等	令和7年9月19日 7文庁第2878号

〈県指定〉

No.	種別	名称	申請者（届出者）	現状変更等の概要	許可（承認）日 許可番号
1	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀県総務部資産活用課長	危険枝剪定	令和7年4月28日 指令7文第3号
2	天然記念物	相浦の球状閃緑岩	山口大学理学部長	サンプル採取	令和7年5月27日 指令7文第7号
3	天然記念物	稲佐神社の楠	稲佐神社	危険枝等の除去及び土壌改良	令和7年12月26日 指令7文第47号
4	史跡	佐賀城跡	佐賀城本丸歴史館統括副館長	発掘調査	令和7年7月24日 指令7文第17号
5	史跡	佐賀城跡	佐賀城本丸歴史館統括副館長	発掘調査（計画変更）	令和7年10月21日 指令7文第29号
6	史跡	小島古墳	山代町向山区長	進入路設置	令和7年5月2日 指令7文第4号

〈史跡名勝天然記念物の現状変更許可状況報告（市許可分）〉 文化財保護法施行令第5条第4項関係

No.	現状変更対象期間	件数	報告日
1	令和7年度	36	—

（※令和3年度分より文化庁への報告中止）

## 8-(2) 指定文化財の修理

### 〈重要文化財〉

No.	種別	名称	申請者	修理等の概要	修理等の期間
1	歴史資料	武雄鍋島家洋学関係資料 1. 扶氏経験遺訓卷一・二・十四～十七・十九 2. 生理発蒙一～三 3. 坤輿図識一～三 4. 坤輿図識補三・四 5. 兵学小識戦闘門 6. 製火種方 7. 応急修理 (49点)	武雄市	虫損・折れシワ、紙弱り、表題外れ等の保存修理	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
2	建造物	西岡家住宅	所有者	建具(雨戸)の新規製作及び、既存の雨戸の建物内保管(修理届)	令和8年1月16日 ～ 令和8年3月31日
3	建造物	川内家住宅	多久市	雨漏りに伴う棟瓦部分の屋根修理(修理届)	令和8年2月12日 ～ 令和8年3月31日
4	建造物	旧高取家住宅	唐津市	居室棟流し台のステンレスシンクによる被覆、茶室化粧裏板に空いた穴の補修、主屋建具の戸車交換及び敷居の補修(修理届)	令和8年3月～ 令和8年3月31日

### 〈県指定〉

No.	種別	名称	申請者	修理等の概要	修理等の期間
1	有形民俗文化財	唐津曳山 (10番曳山 上杉謙信の兜、11番曳山酒呑童子と源頼光の兜)	唐津曳山取締役会	塗裝修復及び部分修理下地補修塗装。破損部分は補強、補修を行い、新規の部分は在来仕様に倣う。	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
2	建造物	旧三菱合資会社 唐津支店本館	唐津市	基本設計及び保存修理・活用検討に係る委員会開催	令和7年7月11日
3	建造物	鹿島城大手門	鹿島市	保存修理に係る委員会開催	令和7年12月4日～ 令和8年3月25日
4	建造物	旧中尾家住宅主屋	唐津市	主屋南側外壁の浮きと亀裂に伴う漆喰壁の一部塗り直し、主屋南側内壁の雨水浸透による土壁の一部塗り直し(修理届)	令和7年12月17日 ～令和8年3月31日
5	建造物	旧唐津銀行本店	唐津市	1階応接室暖炉上の鏡枠装飾の一部が落下したことに伴う応急接着(き損届)	令和8年3月16日～ 令和8年3月19日

## 8-(3) 指定文化財の移動及び公開、無償貸付

### 〈国宝・重要文化財〉

No.	種別	名称	所有者 (保管者)	展覧会名等	展覧会 主催者	移動先・ 公開施設	展示・ 移動期間
1	絵画	重要文化財 紙本墨画果蔬涅槃図	独立行政法人国立文化財機構 (京都国立博物館)	売茶翁生誕 350 年 特別展 「売茶翁と若冲」	売茶翁と 若冲実行 委員会	佐賀県立 美術館	令和 7 年 10 月 28 日 ～ 令和 7 年 11 月 24 日
2	考古資料	重要文化財 肥前唐津宇木出土品	宇木区	令和 7 年度博物館 常設コーナー展示 「重要文化財指定 65 周年記念 —唐津市宇木汲田 遺跡の墳墓と副葬 品—」	佐賀県立 博物館	佐賀県立 博物館	令和 7 年 12 月 23 日 ～ 令和 8 年 1 月 25 日

### 〈県重要文化財〉 ※継続的貸出の移動届更新分は除く

No.	種別	名称	所有者 (保管者)	展覧会名等	展覧会 主催者	移動先・ 公開施設	展示・ 移動期間
1	歴史資料	肥前国産物図考	佐賀県立博物館	「明治日本の産業革命 遺産」世界文化遺産登 録 10 周年記念企画展 「幕末維新のエネルギ ー—近世肥前の石炭史 —」	佐賀県立 佐賀城本 丸歴史館	佐賀県立 佐賀城本 丸歴史館	令和 7 年 6 月 16 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日
2	歴史資料	多久家資料及び後 藤家文書	多久市 (多久市郷 土資料館)	テーマ展 「サムライたちの手 紙」	佐賀県立 名護屋城 博物館	佐賀県立 名護屋城 博物館	令和 7 年 7 月 4 日 ～ 令和 7 年 9 月 12 日
3	古文書	有浦家文書	佐賀県 (佐賀県立 図書館)	テーマ展 「サムライたちの手 紙」	佐賀県立 名護屋城 博物館	佐賀県立 名護屋城 博物館	令和 7 年 7 月 4 日 ～ 令和 7 年 9 月 12 日
4	絵画	矢調べ 岡田三郎助筆	佐賀県 (佐賀県立 博物館・美 術館)	特別展 「岡田三郎助 優美な 色彩・気品ある女性 像」	一宮市三 岸節子記 念美術館	一宮市三 岸節子記 念美術館	令和 7 年 9 月 16 日 ～ 令和 7 年 12 月 12 日
5	絵画	裸婦 岡田三郎助筆					
6	絵画	花野 岡田三郎助筆					
7	有形民俗文化財	田代売薬関連の製 薬・売薬・信仰儀 礼用具及び文書資 料	公益財団法人中富記念 財団 中富 記念くすり 博物館	特別展 「生誕 500 周年記念 ルイス・デ・アルメイ ダ」	大分市歴 史資料館	大分市歴 史資料館	令和 7 年 10 月 14 日 ～ 令和 7 年 12 月 7 日



8	絵画	絹本着色閑室元信像	三岳寺	特別展 「「べらぼう」におもしろい印刷」	北九州市立自然史・歴史博物館	北九州市立自然史・歴史博物館	令和7年9月18日～ 令和7年12月31日
9	考古資料	旭ヶ岡遺跡出土の鉄戈	鹿島市教育委員会	「さがヲほるー佐賀県発掘調査成果速報展2025ー」	佐賀県文化財保護・活用室	佐賀県立博物館	令和7年7月11日～ 令和7年9月30日
10	考古資料	本行遺跡出土青銅器及び鋳型 ・中広形銅矛	鳥栖市教育委員会	特別企画展 「一支国と土佐のクニ」	吉野ヶ里公園管理センター 佐賀県	吉野ヶ里歴史公園多目的ホール	令和7年9月11日～ 令和7年11月21日
11	考古資料	上峰町切通出土甕棺とその遺物 ・細形銅剣 ・貝製腕輪	佐賀県(佐賀県文化財調査研究資料室)	特別企画展 「一支国と土佐のクニ」	吉野ヶ里公園管理センター 佐賀県	吉野ヶ里歴史公園多目的ホール	令和7年9月11日～ 令和7年11月21日
12	彫刻	銅造菩薩形坐像	普明寺(佐賀県立博物館・美術館)	調査・研究のため	九州国立博物館	九州国立博物館	令和7年12月12日～ 令和8年12月11日
13	彫刻	銅造誕生仏	妙顯寺(佐賀県立名護屋城博物館)	特集展示 「九州渡来仏」	九州国立博物館	九州国立博物館	令和7年12月19日～ 令和8年10月上旬

## 9 令和8年度 文化財保護・活用事業の概要

### 1 県内文化財の調査と適切な保存

#### ◆調査事業

- 各種開発に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査
  - ・佐賀唐津道路・有明海沿岸道路・西九州自動車道建設事業
- 各種開発に伴う埋蔵文化財の本発掘調査
  - ・佐賀道路路線内文化財発掘調査（佐賀市「藤三郎屋敷遺跡」発掘調査・整理作業・報告書）
  - ・県営産業用地計画（下中杖遺跡）に係る調査支援（報告書作成）
- 一般土地開発、公共事業に係る調整等（埋蔵文化財の保存と活用）
- 文化財調査研究資料室の運営、横武埋蔵文化財収蔵庫の管理

### 2 指定文化財の整備と後世への継承

#### ◆保存整備事業

- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査及び保存・活用
  - ・日吉神社境内地跡及び隣接地の発掘調査
  - ・古代編4（総括編）に伴う整理作業及び報告書の刊行
- 名護屋城跡並陣跡の発掘調査・整備
- 九年庵庭園整備工事、建物整備に係る調査・設計
- 世界遺産（明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業）整備・取組への支援

#### ◆保護管理事業

- 県指定及び登録文化財候補の調査及び指定・登録
- 肥前古陶磁窯跡の保存・継承（関係者への啓発等）
- 文化財保存整備事業費補助（市町等が行う各種事業への助成）
- 史跡等維持管理委託（維持管理に対する助成）
- 国・県指定文化財パトロール（文化財保護指導員による巡視・点検）
- カササギ保護対策（幼鳥等の保護、各機関の現状変更に対する確認）
- 銃砲刀剣類登録事務（登録審査会の開催、登録事務）

### 3 文化財に対する県民の理解の促進

#### ◆普及啓発事業

- 文化財保護強化キャンペーン
  - ・文化財保護強調週間（11/1～11/7）
  - ・文化財防火デー（1/26）
- 九州地区民俗芸能大会（11/29 @佐賀県鹿島市）
- 調査研究事業
  - ・古代歴史文化に関する共同調査研究事業（第4期）
- 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
  - ・吉野ヶ里遺跡普及啓発事業（講演会、体験事業、現場特別公開）
  - ・「さがヲほるー佐賀県発掘調査速報2026ー」展覧会（8/6～9/6 於：佐賀県立博物館）
- 吉野ヶ里遺跡「クニのはじまり」研究プロジェクト事業（シンポジウム等）

◆環境整備事業

○収蔵施設整備検討事業

・「魅せる」収蔵庫検討事業（基本構想・基本計画策定）

## 10 令和8年度 文化課事業の概要

事 項 名	内 容
<p>○ 多彩な文化芸術の振興</p>	<p>「佐賀さいこうフェス vol. 11」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外で活躍するアーティストのパフォーマンスや城内エリアの文化的資産により、県内外の方々が多様な文化芸術を楽しむ機会を創出</li> </ul> <p>障がいのある人の文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置</li> <li>・「関係するアート展 vol. 6」の開催</li> <li>・第25回佐賀県障がい者文化芸術作品展の開催</li> </ul> <p>佐賀県文化観光連盟（仮称）への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化観光モデル創出事業</li> <li>・様々な場所・人・モノを掛け合わせてプレミアムな文化コンテンツの創出</li> <li>・県内の個人・団体の文化活動のコンテンツ化支援</li> <li>・（物価高騰対策）県民の文化体験機会の創出のため、公演等のチケット代補助</li> <li>・（物価高騰対策）県内の文化芸術団体の会員の作品制作費の経費支援</li> </ul> <p>第76回佐賀県美術展覧会（県展）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に創作活動の発表の場と美術鑑賞の機会を提供</li> </ul> <p>市村記念体育館の活用（ICHIMURA Future Design Project（仮））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用基本計画に示した事業の実践・展開を目指すプロジェクトの推進（フォーラム等）</li> </ul> <p>（物価高騰対策）学校現場における文化芸術鑑賞に要する経費支援</p>
<p>○ 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信</p>	<p>「はじまりの名護屋城。」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・唯一無二の歴史がある特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」及び名護屋城博物館の訪問価値の向上を図り、文化ツーリズムを創造する取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 第6回名護屋城大茶会の開催</li> <li>－ 前田利家陣跡の整備（R6～10年度）</li> <li>－ 陣跡周遊サインを活用した陣跡巡りの促進</li> <li>－ 「黄金の茶室」「草庵茶室」の復元、活用</li> </ul> </li> </ul>

事 項 名	内 容
<p>○ 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信</p>	<p>やきもの文化の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層をターゲットにやきもの文化の発信を目的にしたクリスマス事業の企画・運営（アリタマシユマロクリスマス、イマリキャンドルクリスマス）</li> <li>・ARITA プロジェクト：九州陶磁文化館の文化観光ハブ拠点化（展示室の改修設計、観光ハブ機能の強化（エントランス改修））</li> <li>・県内5産地（有田、伊万里、嬉野、唐津、武雄）の若手人材を活用した若年層向け商品開発及び情報発信（HIZEN5）</li> <li>・佐賀・長崎両県にまたがる日本遺産「肥前窯業圏」の豊かな陶磁文化の価値を発信し、文化ツーリズムを創造する取組</li> </ul> <p>幕末維新期の偉業や偉人の顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀復権推進事業 江藤新平復権プロジェクトや佐賀戦争や佐賀県廃止の真相などに係る深堀研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 佐賀県弁護士会と連携した佐賀戦争処理に係る「模擬裁判」</li> <li>－ 漫画雑誌とのコラボ等による若年層・全国に向けたPR</li> </ul> </li> <li>・肥前さが幕末維新博覧会のレガシーとして設置した展示コンテンツや偉人モニュメント等の管理及び情報発信</li> <li>・日本初の鉄道遺構「高輪築堤」の実物の石を活用した再現展示の管理及び情報発信</li> <li>・文化・芸術活動を通じた佐賀の偉人や偉業の情報発信</li> </ul> <p>世界遺産登録「明治日本の産業革命遺産」の活用・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産登録地の活用・推進、地元市との連携による三重津海軍所跡のインタープリテーション（理解促進・情報発信）</li> </ul> <p>伝承芸能の次世代への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9回佐賀県伝承芸能祭の開催</li> <li>・さが祭時記まつりびと（伝承芸能の映像作成等、映像による継承）</li> <li>・伝承芸能保存活用事業次世代継承のためのマニュアル制作</li> </ul> <p>特別史跡基肄城跡の認知度向上を図る基山町のプロジェクト支援</p> <p>宇宙関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立宇宙科学館の指定管理者制度による運営</li> <li>・JAXA との協働による宇宙教育プログラム JAXAGA SCHOOL の開校</li> </ul>
<p>○ その他</p>	<p>文化芸術活動に関する名義後援の受付・審査・承認 文化功労者に対する表彰（地域文化功労者表彰）他各種表彰</p>

## 11－(1) 佐賀県文化財の指定理由

1 種 別	佐賀県重要文化財（工芸品）
2 名称及び員数	かたな めい ひ ぜんのかくにただよし けいちようごねんはちがつきちじつ 刀 銘肥前国忠吉 慶長五年八月吉日 一口
3 指定年月日	令和8年 月 日（重第 号）
4 所在の場所	佐賀県佐賀市城内1丁目15－23(佐賀県立博物館)
5 所有者の氏名及び住所	佐賀県 佐賀県佐賀市城内1丁目15－23
6 概 要	

佐賀藩主鍋島家のお抱え刀工であった初代忠吉(橋本新左衛門／1572～1632)の作品。刃長は68.7cm、反りは1.8cm。刀身の元幅から先幅の太さはほぼ一定で、切先が大きく豪壮な全身の姿や棟側の肉をそぎ落とした形状は、長巻直しと呼ばれる形式で、鎌倉時代から南北朝時代の太刀や長巻を短く改造して刀とした桃山時代の嗜好を反映している。地鉄は良く積んだ小板目で、沸出来の刃文は直刃に互の目が混じり、優れた出来映えで保存状態も良い。本資料は、多久の旧家に伝来したといわれ、平成11年に佐賀県立博物館が購入した。

忠吉は、佐賀城下、長崎街道沿いの長瀬町に屋敷を構えて九代続き、忠吉もしくは忠広を名乗った。一門は分家、弟子を加えて多くの刀工を輩出して繁栄し、その作品は佐賀藩から幕府、諸大名への贈答に用いられるなど高く評価され、陶磁器とならび佐賀を代表する産品として肥前刀と呼ばれるようになる。肥前刀の端正な姿やきめ細やかな地金の肌には、鍋島藩窯や有田焼と共通する佐賀の美意識が看取される。刀剣を切味で位付けした江戸時代の刀剣書『懐宝剣尺』では、初代忠吉・三代忠吉を「最上大業物」に選ぶなど肥前刀が高く評価されている。美しさとともに実用性も兼ね備えており、質実剛健な佐賀の武士の気風が育んだ刀剣といえる。肥前刀と同時代の刀工としては、江戸の康継、虎徹、大坂の津田助広、井上真改などが著名である。肥前刀には虎徹の数珠刃、助広の湊乱刃にみられるような個性的な刃文はなく、華やかな大坂新刀と比べて堅実な作風であるが、江戸時代を通じて優れた品質を保つ一方で、多数の刀工を擁した大規模な産業としての側面を持つ。

### 7 指定の理由

本資料は、東京国立博物館所蔵の《刀 銘 肥前国忠吉 慶長五年八月吉日》とともに初代忠吉の最も古い紀年銘作品である。長巻直しの形式は桃山期の特徴

を良くあらわしており、優れた出来映えで保存状態も良い。日本刀剣史上に大きな地位を占める肥前刀の黎明期を物語る重要な作品と位置付けられ、佐賀県の歴史と文化を紹介する際に欠くことのできないものと思料する。

以上のことから、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

## 8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・寺田頼助・福永酔剣 1974『肥前の刀と鐔 上下』雄山閣出版
- ・本間順治 1979『肥前刀大鑑 忠吉編』日本美術刀剣保存協会
- ・佐賀県立美術館 2002『佐賀鍋島藩の美術』佐賀県立美術館
- ・佐賀県立美術館 2004『よみがえる肥前刀』佐賀県立美術館
- ・横山学 2006『肥前刀備忘録』著者出版



刀 銘肥前国忠吉 慶長五年八月吉日  
佐賀県所蔵

## 11－(2) 佐賀県文化財の指定理由

- 1 種 別 佐賀県重要文化財（古文書）
- 2 名称及び員数 圓通寺文書 一三点  
えんつうじもんじょ
- 3 指定年月日 令和8年 月 日（重第 号）
- 4 所在の場所 佐賀県小城市小城町松尾 3832 番地（圓通寺）  
佐賀県小城市小城町 158 番地 4 号  
（小城市立歴史資料館）
- 5 所有者の氏名及び住所 圓通寺 佐賀県小城市小城町松尾 3832 番地

### 6 概 要

小城市の圓通寺に伝わる圓通寺文書は 13 点から成り、そのうち 12 点が中世期に発給されたもので稀少。宗教史のみならず、中世日本における地域社会の具体像を知る上でも大変貴重な歴史資料である。

圓通寺は、白雉元年(650)に創建された筑後国の郡司三池氏の氏寺で、小城市最古級の寺院である三箇寺を前身とする。三箇寺はのちに天台宗に転じて三間寺と改称したが、宋の高僧で臨濟宗大覚派の祖である蘭溪道隆に師事した三間寺の僧、若訥宏辯によって臨濟宗に改められた。

圓通寺文書は、蘭溪道隆の偈とともに弘長 2 年（1262）の書状を収める。これらは日本伝来以降、特に九州における臨濟宗の教圏拡大状況を示す重要史料である。さらに、同文書に遺偈を伝える若訥宏辯の法燈は二世の石菴旨明以降も大覚派内で高く評価されており、圓通寺は寺格が認められ諸山に列せられた。元弘 4 年（1334）に後醍醐天皇から当知行安堵の綸旨が下され、貞和 6 年（1350）には鎌倉建長寺・京都南禅寺に並ぶ「三間山圓通興国禅寺」の称号を授かったことから、朝廷により特別な尊崇と保護を受けたことが分かる。また、圓通寺文書の正安 3 年（1301）後宇多上皇院宣は、寺号「圓通寺」の初見である。

圓通寺文書からは、圓通寺が千葉氏や九州探題の一色氏・今川氏から保護を受けたことがわかる。千葉氏は肥前土着前の宗胤・胤貞期に寄進状や裁許状を発給し、一色氏や今川氏は九州探題就任直後に境内保護の禁制を与えるなど、圓通寺の保護が肥前における在地掌握に欠かせない要件であったことをうかがわせる。

この千葉氏は蒙古襲来で西遷した東国御家人で、圓通寺が臨濟宗となった際に宗胤が開基となり、建長寺を模した七堂伽藍や、当代一流の仏師湛康、湛誉の手による木造持国天立像・木造多聞天立像（佐賀県重要文化財）を寄進し、天



皇ならびに将軍家、肥前千葉氏の繫榮、小城郡の安穩を祈願した。これらのことは、蒙古襲来が当時の日本社会に動揺を与えるなか、鎌倉幕府の有力御家人である千葉氏が在地寺院の外護を通して地域社会を掌握し、領国支配を進展させていった様子を示している。

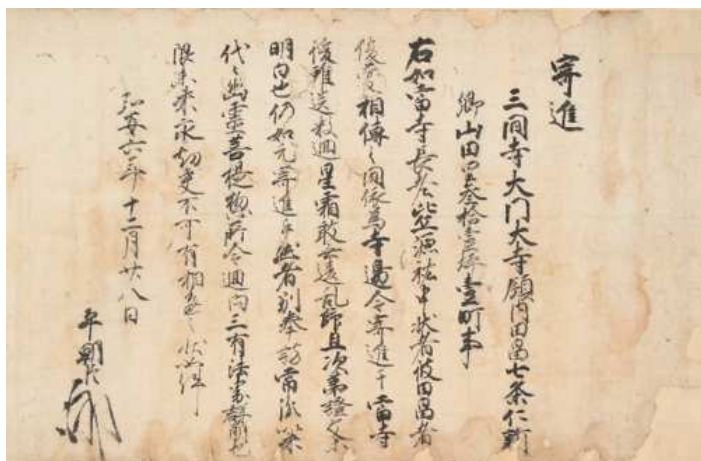
## 7 指定の理由

圓通寺文書は、中世にかけて、圓通寺が日本仏教の主要宗派や在地社会に大きな影響を与え、天皇家や在地領主とも関係を深めた重要な存在であったことを物語る。先に佐賀県重要文化財に指定された木造持国天立像、木造多聞天立像と併せて、中世日本の地域社会における宗教・政治・経済・文化を知る上でも第一級の歴史資料である。以上のことから、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

## 8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・佐賀県史編纂委員会 1960『佐賀県史料集成 古文書編 第5巻』佐賀県立図書館
- ・佐賀大学地域学歴史文化研究センター2009『佐賀大学・小城市交流事業特別展図録 中世小城の歴史・文化と肥前千葉氏』佐賀大学地域学歴史文化研究センター
- ・肥前千葉氏調査委員会 2011『中世肥前千葉氏の足跡～小京都小城の源流～』小城市教育委員会
- ・佐賀県立図書館 2012『佐賀県近世史料 第10編第2巻』
- ・佐賀大学地域学歴史文化研究センター2018『佐賀大学・小城市交流事業特別展図録 千葉の城・鍋島の城ー小城武士の本拠を探るー』佐賀大学地域学歴史文化研究センター
- ・国立歴史民俗博物館 2022『企画展示 中世武士団ー地域に生きた武士の領主ー』国立歴史民俗博物館



「千葉宗胤寺領寄進状」  
弘安六年(1283)  
圓通寺所蔵  
(東京大学史料編纂所撮影)

## 11－(3) 佐賀県文化財の指定理由

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 種 別        | 佐賀県重要無形民俗文化財（風俗慣習）  |
| 2 名称及び員数     | 小城祇園 <small>おぎぎおん</small> の山挽行事 <small>やまひきぎょうじ</small>     |
| 3 指定年月日      | 令和8年 月 日（無民第 号）   |
| 4 所在の場所      | 小城市小城町松尾 （須賀神社）<br>小城市小城町松尾・岩蔵（横町区）<br>小城市小城町 （上町区・中町区・下町区） |
| 5 所有者の氏名及び住所 | 小城町山鉾保存会（横町区・上町区・中町区・下町区）                                   |
| 6 概 要        |   |

小城祇園の山挽行事は、須賀神社（旧祇園社）の祇園会ぎおんえに際して行われる民俗行事である。「山鉾」または「ヤマ」と呼ばれる3台の挽山が上町・中町・下町を巡行する。

本行事は、本祭前日までに行われる人形製作や市内約50地区からの資材奉納、山起し、横町区による浮立奉納、本祭当日の人形飾り、本祭での山挽、本祭後の山崩しなどから構成される。

寛政12年（1800）に編纂された小城藩の藩政記録『元茂公御年譜』もとしげこうごねんぷによれば、正和5年（1316）に下総国から小城に下向した千葉胤貞たねさだが京都祇園社の分霊を祀り、祇園川沿いで山挽を行ったことが始まりとされている。

寛永年間（1624～1645年）に小城藩主導の下、2台の山鉾で巡行していたことが『小城藩日記』や『元茂公御年譜』に記されている。

天保14年（1843）に農村復興政策「郷内再興」が施行されたことで中断されたが、佐賀新聞の記事により明治16年（1883）になってから山挽の再開が確認できる。再興の中心となったのは須賀神社の氏子や上町・中町・下町の町民であり、この時に確立された3台での挽山体制が現在に伝わる。

3台の山鉾のうち、上町・中町の2台は屋台形で、下町は軍事設備せいろうの井楼に似た構造である。特に下町の山鉾は釘を用いず竹・藁・縄・葛で造りあげるなど、他地域の山鉾には見られない特徴がある。

### 7 指定の理由

民俗芸能や行事の起源は不明瞭であることが多い中、本行事は小城藩の藩政記録に記されるなど、歴史的背景が明確である。また、旧佐賀藩領内で、山挽行事が現存し伝承されている例は極めて少なく、佐賀県において貴重な伝承事例として評価できる。

以上のことから、佐賀県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づき佐賀県重要無形民俗文化財に指定し、本県に残る貴重な山挽行事としてその保存及び活用を図るものである。

## 8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・佐賀県立図書館 2009 「元茂公御年譜」『佐賀県近世史料』第2編第1巻
- ・佐賀県立図書館 2014 「法花宗由緒」『佐賀県近世史料』第10編第3巻
- ・小城郡教育会 1973 「小城山挽縁起」『小城郡誌』pp350～352 名著出版
- ・肥前史談会 1973 「祇園宮」『肥前叢書』第1輯 pp413 青潮社（大木惣右工門原著・石井良一写『肥前古跡縁起』巻之下）
- ・社司福地義方編 1930 『須賀神社御由緒要誌』県社須賀神社社務所
- ・小城町史編集委員会 1974 「4 肥前千葉氏の成立と武家文化」『小城町史』PP184～202 小城町役場
- ・岩松要輔 1968 「小城の祇園会について」『小城の歴史』第1号 小城郷土史研究会
- ・岩松要輔 1968 「小城の祇園会について（2）」『小城の歴史』第2号 小城郷土史研究会
- ・伊藤昭弘編 2015 『小城祇園祭一千葉・鍋島から現代へ』佐賀大学地域学歴史文化研究センター
- ・牛津町教育委員会 2005 『牛津乙宮社日記一』牛津町文化財調査報告書第15集
- ・小城市教育委員会 2006 『牛津乙宮社日記二』小城市文化財調査報告書第2集
- ・小城市教育委員会 2007 『牛津乙宮社日記三』小城市文化財調査報告書第6集
- ・小城市教育委員会 2008 『牛津乙宮社日記四』小城市文化財調査報告書第8集
- ・一般社団法人 文化芸術の泉 アール・フォンテヌ編 2016 『小城祇園』小城山挽祇園700年祭実行委員会

### 【写真】



人形作り



奉納された資材



山起こし(下町)



汐水配り



横町による浮立奉納



山鉾/ヤマ(左から上町・中町・横町)



山崩し



クイナワ

## 11－(4) 佐賀県文化財の指定理由

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 種 別        | 佐賀県重要文化財（考古資料）   |
| 2 名称及び員数     | ながくraiseshishyutotsuzukaosouchouhachikyō<br>長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡 一面 |
| 3 指定年月日      | 令和8年 月 日（重第 号）   |
| 4 所在の場所      | 佐賀県東松浦郡玄海町新田 1809 番地 6<br>(玄海町教育委員会)                         |
| 5 所有者の氏名及び住所 | 玄海町教育委員会<br>佐賀県東松浦郡玄海町新田 1809 番地 6                           |

### 6 概 要

東松浦半島西部に位置する玄海町大字長倉に所在する長倉遺跡は、玄界灘にそそぐ有浦川と支流の合流地点に位置する。本遺跡の周辺地域は、天治2年（1125）創建と伝わる若宮八幡神社や、中世の岩崎古城があり、東松浦地域における古代から中世にかけての重要な拠点の一つであった。

本鏡は、瑞花双鳥八稜鏡と呼ばれる青銅鏡で、平成6年（1994）に行われた発掘調査で、鎌倉時代と推定した石敷遺構付近より出土した。

八稜鏡は、唐鏡と呼ばれる鏡式の一つであり、外区の輪郭に8つの尖りを持つ青銅製の鏡である。日本では唐鏡を模倣して、平安時代から鎌倉時代にかけて盛んに製作された。

本鏡は直径 9.15cm、最大高 0.6cm、重さ 147g である。内区中心部に置かれた鈕の周囲に花卉状の鈕座を巡らし、その外側に花唐草の植物（瑞花）と長く反り上がる3条の尾をもつ鳳凰とみられる鳥を対になるよう配置している。内区と外区を分かつ界圏は珍しい四稜形をしており、外区には一部退化した唐草文が配されている。

和鏡においては、鳳凰文が徐々に鴛鴦文に変化していく過程をたどるが、本鏡では鳳凰とみられる鳥が古い特徴を残すものの、顔の向きや外区文が一部退化していることなど、新しい様相もみられることから、年代は11世紀中頃を下限とする。

また、鏡の成分分析を2カ所で行った結果、鉛の含有量が 41.4%と 53.3%と高い値が得られた。これは平安時代中期からみられる「鉛銅手」と呼ばれる鉛含有量の多い鏡の特徴と共通している。「鉛銅手」の鏡は経塚への埋納をはじめ、寺社や霊峰等への奉納など祭祀関連の遺跡から多く出土している。

### 7 指定の理由

本鏡は、佐賀県内から出土した八稜鏡（本鏡を含め2例）のうち唯一完形のものであり、末法思想が盛んであった平安時代中期の「鉛銅手」の青銅鏡として、当時の東松浦地域における人々の思想・信仰を知る上で重要である。

以上のことから、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

## 8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・ 杉山洋 1991 「「今様の鏡」と「古躰の鏡」－出土八稜鏡より見た平安時代の鏡－」『MUSEUM』481号
- ・ 青木豊 1992 『和鏡の文化史－水鑑から魔鏡まで－』刀水歴史全書31 刀水書房
- ・ 東洋一 2007 「渡来銭と真土－鑄造環境からみた七条町・八条院町の立地条件－」『研究紀要』第10号－30周年記念号－ 京都市埋蔵文化財研究所
- ・ 玄海町教育委員会 1996 『長倉遺跡』玄海町文化財調査報告書第4集
- ・ 小林行雄 1965 『古鏡』学生社（新装版2000年）
- ・ 中川あや 2010 「瑞花双鳥八稜鏡の出現」『遠古登攀』遠山昭登君追悼考古学論集 『遠古登攀』刊行会



「瑞花双鳥八稜鏡」(1面／玄海町教育委員会蔵)(原寸大)

直径：9.15 cm、最大高 0.6 cm、重さ 147g

## 11－(5) 佐賀県文化財の指定理由

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1 種 別        | 佐賀県天然記念物（植物）                 |
| 2 名称及び員数     | <small>あまがわ</small> 天川のカヤ 一株 |
| 3 指定年月日      | 令和8年 月 日（記第 号）               |
| 4 所在の場所      | 佐賀県唐津市巖木町天川 1639 - 1, 1640   |
| 5 所有者の氏名及び住所 | 草場和則 佐賀県唐津市巖木町天川 1639        |
| 6 概 要        |                              |

「天川のカヤ」は、唐津市巖木町天川字きゅうらぎまち榎えのきのもとノ元に位置する旧天川村庄屋屋敷の敷地境界を画する石垣の前面を覆うように生育している。推定樹齢は500～700年で、樹高20m、幹周り4.5m、枝張り20mを測る巨木である。頂部の幹枝には落雷による枯れもみられるが、全体的に樹勢が盛んで、風格ある樹容を示している。このことから、唐津市指定天然記念物であるとともに「さが名木100選」にも選定されている。この規模のカヤは、全国の指定物件と比較しても、例えば青森県指定天然記念物の「みょうきょうじ妙経寺のカヤ」（推定樹齢500年、幹周り4.5m）と同等かそれ以上であり、佐賀県内有数であるだけでなく、全国的にも引けを取らない巨木である。

当該樹木には7種類の着生植物（オオイタビカズラ・キヅタ・ミツバアケビ・スイカズラ・ネズミモチ・セッコク・ノキシノブ）が認められる。特に、希少植物である着生ランのセッコクが多数着生しており、その植物学的価値は極めて高い。豊富な着生植物は、高温多湿な九州地方ならではの特徴である。6月中旬頃になるとセッコクの花が一斉に咲き、カヤの木の幹枝が白く染まる様子はとても美しく、また、巨木に豊富な着生植物が絡み込む姿は、名木・古木としての風格がある。

カヤはイチイ科カヤ属のじょうりょくしんようこうぼく常緑針葉高木で、本州、四国、九州、朝鮮半島南域に広く分布する。佐賀県内ではやや高い山地に分布する。葉は線形扁平で、先端が鋭く尖っている。カヤの実は食用であり、救荒植物として人家の庭先や寺社の境内地に植栽されることが多い。また、カヤ材の肌目は緻密で加工しやすく、磨くと光沢があり、香気も感じられることから、高級質の材木として仏像や碁盤・将棋盤、建築材等に多用された。カヤは日本列島において古くから人々の生活と密接に関係してきた樹木であり、わが国の生活文化史を語るに重要な樹木である。

あまがわけ くさばけ天川家（草場家）は、中世には岸岳城主波多家に仕えた一族であるといい、慶長期あまがわとさのかみふじわらのなかつぐ てらざわしまのかみひろたかに天川土佐守藤原尚継が寺沢志摩守広高から天川村の庄屋職に任じられ、江戸時代を通して居付庄屋を務めた。当該樹木は庄屋屋敷の雷除けとして代々大切に保護されてきたといい、樹木の根元には兜が埋められているとの言い伝えがある。また、カヤの実には髪油として利用されたほか、子どもの頻尿対策の薬としても重用された。なお、天川村には天山山系を越えて佐賀と唐津を結ぶ道が通り、天正元年（1573）に草野氏



を攻めた龍造寺隆信の軍勢がその道を通じたと伝わる。

## 7 指定の理由

天川のカヤは、県内有数のカヤの巨木であり、その樹勢や着生植物の豊富さ、地域との歴史的・文化的な結びつきから、佐賀県天然記念物として指定されるべき価値を有する。また、全国の天然記念物に指定されているカヤの巨木と比較しても遜色ない規模である。

以上から、佐賀県文化財保護条例第 32 条第 1 項の規定に基づき、佐賀県天然記念物に指定し、その保存及び活用を図るものである。

## 8 その他参考となるべき事項

- ・昭和 53 年 5 月 17 日に、唐津市（旧巖木町）天然記念物に指定されている。
- ・「さが名木 100 選」に選定されている。

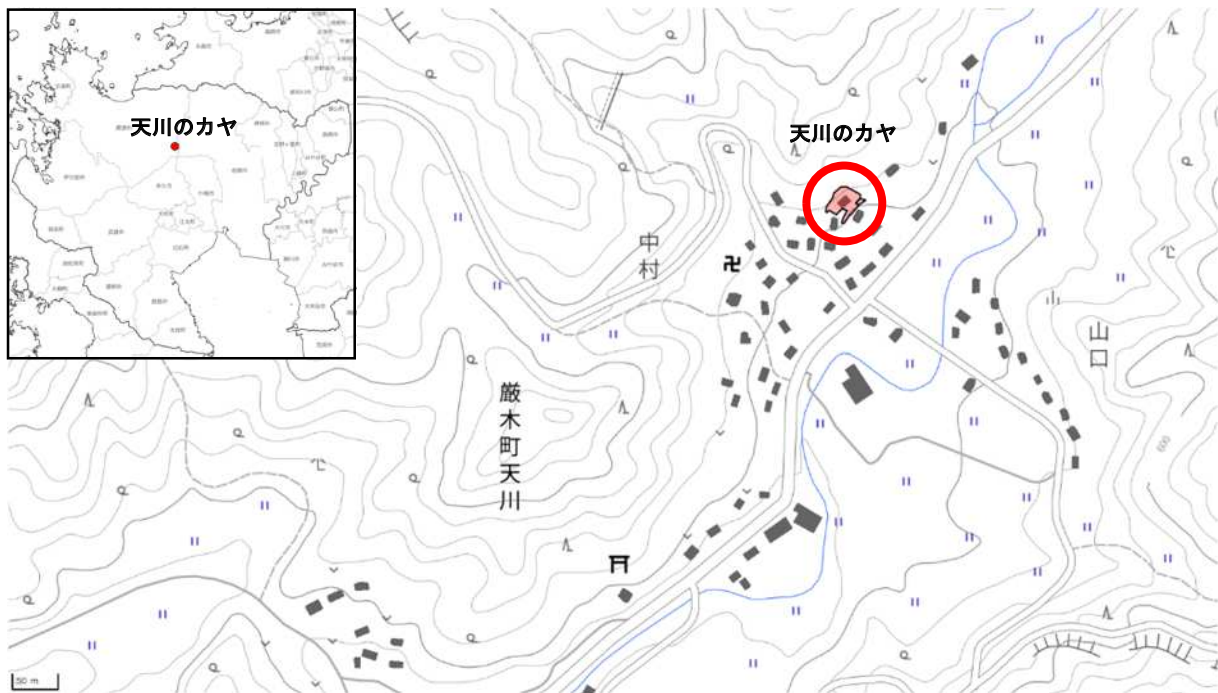
(参考文献)

- ・北村四郎・村田源 1979 『原色日本植物図鑑』木本編 2 保育社
- ・巖木町史編纂委員会編 2007 『巖木町史』上巻
- ・倉成靖任ほか編 1998 『佐賀の街路樹・庭園木』佐賀植物友の会
- ・佐賀県森林整備課『名木・古木台帳』（令和 7 年 12 月 15 日現在）
- ・佐賀新聞社佐賀県大百科事典編集委員会編 1983 『佐賀県大百科事典』佐賀新聞社
- ・下中邦彦編『日本歴史地名大系第 42 巻 佐賀県の地名』株式会社平凡社





セッコクをはじめとした豊富な着生植物



位置図(地理院地図を下図に作成)

## 12-(1) 佐賀県文化財の登録理由

1 種 別	無形文化財（工芸技術）
2 名称及び員数	にしかわのぼりたけざいく 西川登竹細工
3 所在場所	佐賀県武雄市西川登町大字神六 28436-3
4 所有者等 （保持者等） 氏名・名称及び住所	栗山商店 佐賀県武雄市西川登町大字神六 28436-3
5 写 真	
6 解 説  ※年代、形状、特色、 内容、由来・伝承等を 簡潔に記載	<p>西川登竹細工は武雄市西川登町高瀬<sup>こうぜ</sup>地区を中心として、明治初期ごろに農業の副業として始まり、今日まで製作されてきた竹細工である。</p> <p>明治初期に北方村<sup>きたがた</sup>周辺で相次いで炭鉱が開かれ、石炭運搬用の<sup>ざる</sup>箆などの需要が高まったことを背景に西川登地域における竹細工生産は次第に拡大したと考えられる。</p> <p>明治 20 年には西川登地域に竹細工の間屋が開設され、明治 42 年には西川登村竹細工組合が設立されるなど組織的な産地形成が進められた。明治末期から大正期にかけて最盛期を迎え、職人の数は 500 人以上に達し県内有数の竹細工産地として発展した。</p> <p>しかし、昭和 30 年代以降、合成樹脂製品の普及により竹細工製品の需要は急激に減少し、県内各地に存在した竹細工産地は次第に姿を消していった。現在は県内で唯一、西川登地域が竹細工の製作技術を継承している。</p> <p>申請者である栗山商店では竹の特性や季節的条件を考慮しつつ、竹林の管</p>

	<p>理・伐採から編み上げに至るまでの全工程を一貫して行っている。</p> <p>使用する<sup>まだけ</sup>真竹・<sup>はちく</sup>淡竹・黒竹を秋から冬にかけて伐採し、一定期間の乾燥および必要に応じて油抜きを行う。5月頃に鉋包丁を用いて竹を割り、編組に適した大きさに整え、その後、ひごこしらえの工程に進む。</p> <p>ひごこしらえでは剥ぎ・幅引き・面取りなど、複数の工程を経て材料が整えられる。ひごは、最長6～7mに及ぶ細く長いものとなる。また、ひごこしらえでは、一般的には柄と刃が平行な鉋や包丁が用いられるが、西川登地域では柄と刃が直行する鎌を使用する。</p> <p>編み上げの工程では、四ツ目編み、六ツ目編み、網代編みなどの基本な編組技法を用い、用途や形状に応じて組み合わせながら製作が進められる。縁は左巻きで巻き上げられ、全体の形状や編みの均整を確認しながら仕上げが施され、製品が完成する。</p> <p>西川登竹細工は佐賀県指定伝統的地場産品にも選定されており、栗山商店では長年にわたり培われてきた製作技術を基盤に、耐久性と実用性を兼ね備えた製品づくりを行っている。</p>
<p>7 登録の理由</p>	<p>西川登竹細工は明治期以来、地域の生活用具や産業需要を支えながら発展し、素材選択から加工、編み上げに至る技術を継承してきた。しかし、社会構造や生活様式の変化により担い手は減少し、技術継承が危惧されている。</p> <p>県登録無形文化財とすることで、社会的認知を高め、後継者育成や普及啓発活動を継続的に行うための基盤を強化し、西川登竹細工の技術を継承したい。</p>
<p>8 該当する登録基準</p>	<p>三 工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの</p>

### 【県担当所見】

本文化財は、西川登地域を中心に今日まで継承されてきた竹細工製作技術である。栗山商店では曾祖父の代から四代にわたり技術を継承しており、現在は歴15年以上の職人2名と若手の後継者1名を中心に製品製作を行っている。

加工が難しいとされる淡竹(はちく)を使用する点、九州本土では類例の少ない鎌を用いてひごこしらえを行う点、製品の縁を左巻きで巻き上げる点は本文化財の独自性として高く評価できる。

また、従来の箆や籠などに加え、近年は弁当箱やランプシェードなども製作しており、これらの製品は竹が持つしなやかさと強靭さを活かしつつ、実用性と造形性を併せ持っている。

近年、竹細工は環境負荷の低減や資源の循環的利用といった観点から、国内外で関心が高まりつつある。製品は県内の「そうけ市」や国内外の展示会等で販売され、竹細工製品を通じて佐賀の文化的魅力を広く発信している。

また、申請者は製品製作の傍ら竹細工教室を定期的で開催するほか、イベント出展や活動紹介等を積極的に行うなど、普及活動にも努め、地域の生涯学習の重要な役割を担っている。

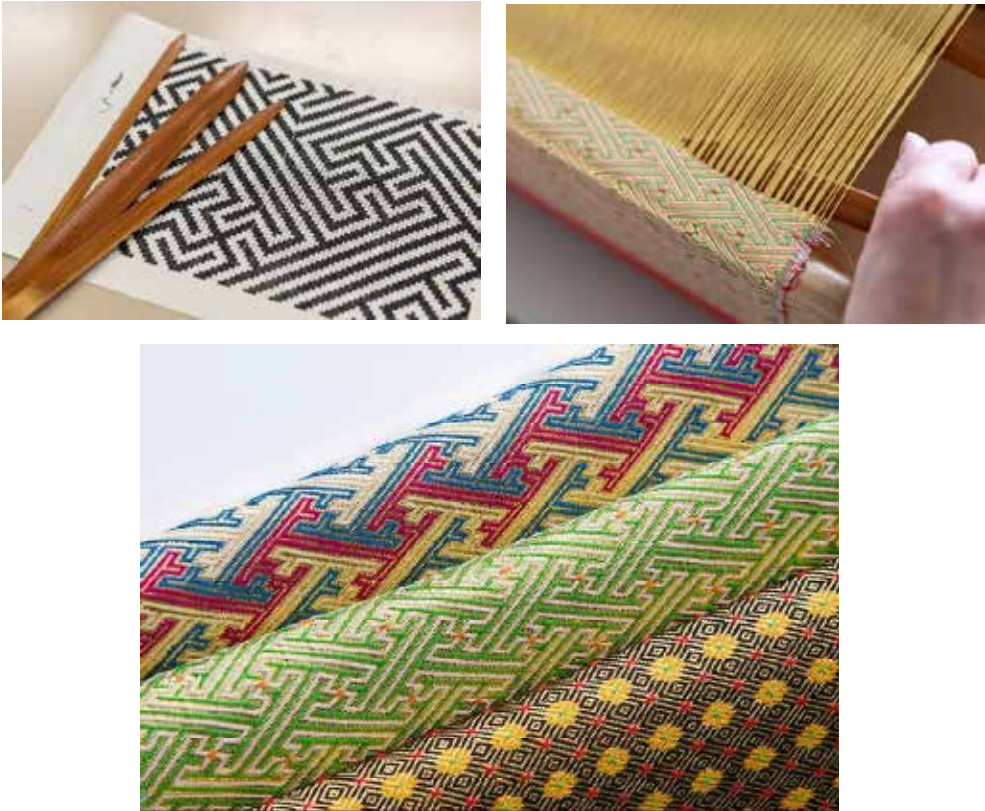
これらの状況に鑑み、申請者らの技術継承に対するさらなる意欲向上を促すとともに、県内外における当該文化財に対する関心の度合いを底上げするためにも、本件の登録は妥当と考える。

## 【その他参考となる資料】

(参考文献)

- ・武雄市史編纂委員会 1973 『武雄市史・中』
- ・武雄市史編纂委員会 1981 『武雄市史・下』
- ・佐賀県教育委員会 1983 『佐賀県文化財調査報告書』 第71集
- ・佐賀県教育委員会 1991 『佐賀県の諸職—佐賀県諸職関係民俗文化財調査報告書—』

## 12-(2) 佐賀県文化財の登録理由

1 種 別	無形文化財（工芸技術）
2 名称及び員数	かしましき 鹿島 錦
3 所在場所	佐賀県鹿島市古枝乙 1686（祐徳稲荷神社）
4 所有者等 （保持者等） 氏名・名称及び住所	鹿島錦保存会 佐賀県鹿島市古枝乙 1855（祐徳博物館内事務局）
5 写 真	
6 解 説  ※年代、形状、特色、 内容、由来・伝承等 を 簡潔に記載	<p>鹿島錦とは鹿島地域で小型の卓上機を使用し、経糸に和紙、緯糸に絹糸を用いて幾何学的文様を中心とした絵柄を織り上げる手織物である。</p> <p>発祥については諸説あるが江戸時代後期、鹿島藩第9代鍋島直彝<sup>なおのり</sup>の妻・篤子<sup>あつこ</sup>（1799-1877年）の代まで遡るとされる。</p> <p>当初は「鹿島錦」という名称ではなく「組織<sup>くみおり</sup>」や「組錦<sup>くみにしき</sup>」などと称されていたことが、鹿島藩第13代鍋島直彬<sup>なおよし</sup>から大隈重信へ送られた書簡や、直彬の妻・藹子<sup>あいこ</sup>が祐徳稲荷神社に奉納した衝立の和歌（1922年）から確認できる。「組織<sup>くみおり</sup>」は歴代鹿島藩主の妻や女中たちの教養・教育として普及し、創意と工夫が加えられながら受け継がれた。</p> <p>昭和43年（1968）に鹿島錦の保存継承と発展のため、旧鹿島藩第14代鍋島</p>

	<p>直縄<small>なおただ</small>の妻・政子を名誉会長として「鹿島錦保存会」が発足し、以来、50年以上にわたり鹿島錦の技術継承と保存を続けている。</p> <p>鹿島錦では経糸には三桎<small>みつまた</small>や楮<small>こうぞ</small>を原料とした和紙に漆で金箔・銀箔を貼った和紙を用い、幅3cmの和紙を30～45等分に細く裁断して使用する。緯糸には撚りの強い本絹糸を三本以上重ねて使用する。</p> <p>意匠は網代・菱形などの幾何学文様を基本とし、方眼紙の図案をもとに配色や構成を工夫する。</p> <p>織機には布を巻き上げる機能を備えた「巻き台」を用い、経糸を貼り付けた巻き台に、網針<small>あぐり</small>に巻いた緯糸を一本ずつ通して織り上げていく。</p> <p>経糸の和紙は幅1mm以下と極めて細く、1日で数cmしか織ることができないため、完成まで数か月要することもある。繊細な力加減を要し、均一な幅と安定した図柄を保つには高度な精緻さと熟練技術が求められる。</p> <p>佐賀県指定伝統的地場産品にも選定されており、鹿島錦保存会では継承されてきた技術を基盤として、実用性と工芸的価値の高さを併せ持つ手織物制作が行われている。</p>
<p>7 登録の理由</p>	<p>鹿島錦は江戸時代後期にその源流が形成されたと考えられ、明治期以降に技術的完成をみた後、保存会の組織的な活動により今日まで継承されてきた。</p> <p>しかし、近年会員数の減少や高齢化、若手への技術後継が課題となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、鹿島錦を佐賀県の登録文化財とすることで、その価値を県内外に広く発信し、技術の保存と継承への意識を高め、後継者の育成や地域文化の振興にもつなげたい。</p>
<p>8 該当する登録基準</p>	<p>二 工芸史上の意義を有するもの</p>

### 【県担当所見】

本文化財は、江戸時代後期に鹿島地域において成立したとされ、今日まで継承されてきた手織物製作技術である。申請者である鹿島錦保存会には、会員40名が所属し、古来の手順を踏まえた指導方法を取りながら鹿島錦製作技術の保存・継承を行っている。

和紙と絹糸という異素材を組み合わせた手織物製作技術は全国的にも例が少ない点に加え、伝統的な意匠を基本としつつ色や図柄の組み合わせ等の創意工夫によって時代に即した表現が図られている点は高く評価できる。

近年、県内の手織物が皇室の国際交流の場における贈答品として用いられるなど社会的関心も高まりつつある。鹿島錦においても反物やハンドバッグ、名刺入れなどに仕立てられ工芸品と実用品の側面を併せ持っている。

また、申請者は技術指導教室や展示・イベント参加を通じ、技術継承と普及活動を積極的に行うなど、地域の生涯学習において重要な役割を果たしている。

これらの状況に鑑み、技術継承の意識向上と県内外における当該文化財に対する関心の度合いの底上げに資するものであり、登録は妥当であると考えられる。

## 【その他参考となる資料】

(参考文献)

- ・井原喜代太郎 1906 『井原喜代太郎日記』
- ・石井美恵 2024 「佐賀の組織、鹿島錦、佐賀錦の原初の平板と無形文化財教育」『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』 11
- ・井手美弥子 2019 『佐賀錦の形 2 ―鍋島直彬の手紙と大隈重信―』 NPO 法人佐賀錦紗綾の会
- ・鹿島錦保存会・NPO 法人佐賀錦紗綾の会 2011 『鹿島錦佐賀錦―世代を超えて伝わる伝統と伝えたい技術―』
- ・鹿島錦保存会 2004 『鹿島錦～鹿島錦保存会 40 周年記念誌～』
- ・鹿島錦保存会 2011 『伝統美・鹿島錦日本手工芸の極致』 (パンフレット)
- ・鹿島市 2024 『かしま、いいもの探し。』 (鹿島市特産品パンフレット)





